

一括発行会員特約 (東洋カーマックス提携)

特約第1条(法人会員)

「法人会員」とは、大阪市北区西天満4丁目8番17号に事務所を有する東洋カーマックス株式会社をいいます。

特約第2条(カードの名称)

三菱UFJニコス株式会社所定のETCカード法人会員規約および本特約にもとづき三菱UFJニコス株式会社が発行するETCカードの名称は、東洋カーマックス提携ETCカードとします。